

### 3 平成 11 (1999) 年策定「文京区緑の基本計画」の検証と新たな計画のあり方

#### (1) 「文京区緑の基本計画」の概要

区民、事業者、区が協働して実現をめざす計画として、以下の内容を策定しました。

#### 基本理念

人々が手を携え、自然の母体である緑を愛し、守り、育みます。  
そして、豊かな歴史・文化とともに未来の子どもたちに伝えます。

#### 緑の将来像

- 1) 歴史や文化に培われた緑が継承されています。
- 2) 緑や生き物が循環する自然が身近なところであり、これを大切にしています。
- 3) 身近な公園や生活の場に地域の個性が活かされ、暮らしに深く根づいた緑や区民の思いにそった緑があります。
- 4) まちの様々な緑が相互につながって、緑のネットワークになっています。
- 5) 区民と事業者、区が手を携えて、手づくりで緑をつくっています。

#### 将来像の実現のための方針

- 1) 歴史や文化に培われた緑を尊重し、将来にわたって守っていきます。
- 2) 人間が自然の循環システムの一員であることを再認識し、緑や生き物が棲息・循環できるスペースを身近な場所につくります。
- 3) 区民の声やまちの個性を活かして、身近な場所に特徴ある公園をつくっていきます。
- 4) まちの特性にあわせた緑や、暮らしに深く根づいた緑を広げていきます。
- 5) 大きな緑や身近な緑をつなぐネットワークをつくっていきます。
- 6) 区民・事業者・区と一緒に文京の緑を考え、地域の緑を育み、楽しむことのできる場やしきみをつくっていきます。

#### 緑地の保全及び緑化の目標

緑の量		現況(1999年)当時	目標値(概ね20年後)
	①緑被率 文京区全体の面積に対する 緑で覆われた土地の面積の割合	16.0%	17.0%
	②一人当たり公園面積 整備された公園の総面積を 文京区の総人口で割った数値	3.2m <sup>2</sup> /人	5.0m <sup>2</sup> /人
	③身近な公園の面積率 文京区の総面積に対する 住区基幹公園の総面積の割合	1.8%	3.0%

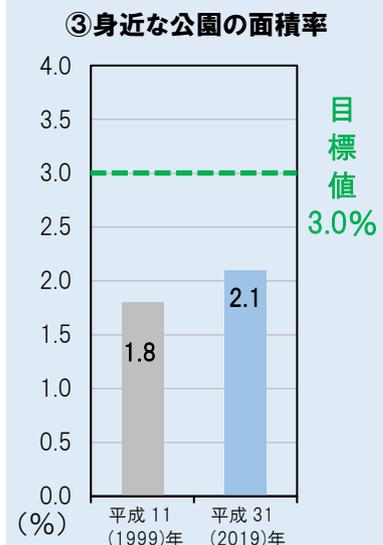
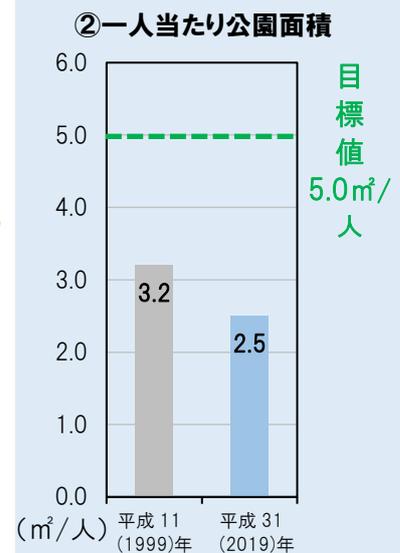
#### 緑の質

- ① 配置: 身近なところに緑がある
- ② 歴史性・文化性: 区民が緑の歴史的・文化的価値を誇りに感じている
- ③ 自然性: 生き物が身近なところに顔を見せる
- ④ 個性: 地域での暮らし方や、区民のニーズにそって緑がデザインされている
- ⑤ 公開性: 区民が緑に気軽にふれられる

(2) 「文京区緑の基本計画」の検証と新たな計画のあり方

将来像の実現のための方針	平成 11 (1999) 年策定「文京区緑の基本計画」で示された施策 (●令和元 (2019) 年度までに実施済・実施中 ○未実施)
1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保護樹林・樹木の指定</li> <li>●風致地区の指定</li> <li>●保護樹林・樹木制度の充実</li> <li>○緑地保全地区の指定の検討</li> <li>●市民緑地制度の活用</li> <li>●歴史・文化にまつわる緑の保全に向けての啓発</li> </ul>
2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然散策(観察)会の開催</li> <li>●動植物の生態調査の実施</li> <li>●自然循環の保全・復元のための啓発</li> <li>○河川の自然度の向上</li> <li>●水辺の保全</li> <li>●身近な場所に生き物と呼べる緑化の推進・誘導</li> <li>●生き物の棲息・繁殖の場としての大規模緑地の機能の維持</li> <li>●樹林・湧水の自然とふれあう場としての活用</li> <li>●区民と自然がより近くふれあえる機会づくり</li> <li>●自然学習・自然観察等の拠点施設の設置</li> <li>●緑のリサイクルの推進</li> </ul>
3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園の新規整備</li> <li>●児童遊園の拡充</li> <li>●公園の質的向上・連携・拡充</li> <li>●児童遊園の再編・拡充</li> <li>●地域特性に応じた特徴ある公園づくり</li> <li>●広範囲の人々が憩える公園づくり</li> <li>●公園整備に関する区民のニーズの把握とそれに対応した公園づくりの推進</li> </ul>
4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくりと連携したオープンスペースの創出</li> <li>●公共施設の緑化</li> <li>●接道部・角地の緑化の推進</li> <li>○みどりのモデル地区の指定</li> <li>●景観条例に基づく緑化の誘導</li> <li>●地区計画・緑地協定制度の活用</li> <li>●公共施設の緑化の強化</li> <li>●国・公有地等の緑化の誘導</li> <li>●緑化基準の見直し</li> <li>●地域特性に応じたガイドラインの作成</li> </ul>
5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ポケットパーク・グリーンスポットの整備</li> <li>●街路樹・植樹帯の整備</li> <li>●公園等と歩道との一体化</li> <li>○生きものが棲息・移動する空間のネットワーク化</li> <li>○河川の親水空間としての充実</li> <li>○積極的に緑地の保全・緑化を図る地区における計画の検討</li> <li>●公園等と緑の散歩道との一体化</li> <li>●緑の散歩道の充実と周知</li> <li>●街路樹等の特徴的な植栽の推進</li> </ul>
6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑に親しむ機会づくり</li> <li>●緑に関する知識の普及</li> <li>●区民意向の把握による公園整備</li> <li>●緑の保全団体の育成</li> <li>●国・都に対する協力の要請</li> <li>●まちの緑の資源のPR</li> <li>●緑のまちづくりの啓発</li> <li>●生徒による学校緑化の促進</li> <li>●個人の参画の推進</li> <li>●区民による緑のバックアップ体制づくり</li> <li>●区民による手づくりの公園整備の推進</li> <li>●公園ボランティアによる維持・管理・行事運営の支援</li> <li>●事業者の地域緑化活動への参加誘導</li> <li>●大学・研究機関との連携</li> </ul>

緑地の保全及び緑化の目標(緑の量)の達成状況



平成11(2009)年に策定した「文京区緑の基本計画」で目標に掲げた緑被率については、目標を達成することができました。これは、区による公園等の整備だけでなく、住宅や事業所等で区民、事業者がみどりをつくり出し、育ててきた結果と言えます。

さらに、区内で実施されている公園の再整備においては、整備前に比べ子ども達を含む多くの区民の利用が見られるようになる等、老朽化した公園が区民参画のもとに魅力的な空間へと生まれ変わっています。

また、区のみどりに関するアンケート調査結果からは、自宅のみどりを増やすために今後、利用してみたい施策として「苗木の無料配布」、「屋上緑化助成・壁面緑化助成」、「手づくりピオトープの推進」等が多く挙げられており、区民が自らみどりを創出していく意識を持っています。

一方、事業者の取組では、総合設計制度に基づく公開空地が20箇所設置されており、区内における貴重なオープンスペースになっています。また、都市計画法に基づく特許事業として事業者による都市計画公園の整備が行われ、公共的空間として公開されています。加えて、事業者は、民間ならではの創意工夫によって、新たな魅力あるみどりの創出やイベント等を行っています。

以上のことから、区民、事業者、区が協力してみどりを生み出し、育み、活かしてきたことにより、多様で豊かなみどりを形成していることが分かります。

このような動きをサポートするために、近年、国によって新たな制度も生み出されてきました。事業者等が敷地内に誰もがアクセスできる質の高いオープンスペースを維持していく場合は、その土地に係る税金を減免する市民緑地認定制度が創設されました。また、民間事業者が公園のマネジメントに加わって、収益を挙げつつ公園をより魅力的にしていける制度としてPark-PFI制度が創設されています。

今後、文京区においては、区民、事業者が主体となって、様々な取組を展開していくことにより、文京区のみどりが量だけでなく、質も向上していく可能性があると言えます。それにより、地域の特性に合わせたみどりの整備が可能になり、その地域の憩いの場になるだけでなく、事業者としては企業の社会的責任を果たすことができます。その実現のため、区は今までの施策を継続的に取り組んでいくだけでなく、区民、事業者をサポートしていく必要があります。

「文京区緑の基本計画」では、区民、事業者、区が協働して実現を目指す計画とされていましたが、それぞれの主体が具体的にどのように取り組んでいくのかについては記載されていませんでした。このことから、新たな計画は、区民、事業者、区が柔軟に様々な役割を担うことで課題を解決し、社会のみどりを取り巻く動向に的確に対応しながら、みどり豊かな未来を築いていくための道筋をしっかりと示すものとします。

#### 新たな計画のあり方

区民、事業者、区が柔軟に様々な役割を担うことで課題を解決し、豊かな未来を築いていくための道筋を示すものとします。

- ① 区民は区サポートを受け、自らの手でみどりを生み出し、育てていきます。
- ② 事業者は区サポートを受け、進んでみどりを生み出し、育てていきます。
- ③ 区は、継続的に取り組んでいくべきみどり施策を明確にし、注力していきます。